

メインバンクの形成過程及びその役割

李 建 平

1. はじめに

メインバンク・システムは戦時中のシンジケート・ローンに似ているが、本質が異なるものである。戦後、業務分野規制・金利規制・内外市場分担規制・支店許認可制度という特殊な政策の下で、価格（預金金利と貸出金利）の競争おとび非価格（規模と範囲）の競争が制限され、銀行業に対する一つの「温室」的環境ができてしまった。この環境は銀行と企業の長期的協調的取引関係——メインバンク関係の形成においてとても重要である。また、戦後、企業の内部資金不足や資本市場の未整備による銀行依存度が高かったことも企業と銀行のメインバンク関係の締結を促進した。従って、本稿のメインバンクの形成の考え方は、シンジケート・ローンがメインバンク・システムの萌芽になるという寺西(1993)の観点と異なる。

また、メインバンクは高度成長にプラスの役割を果たしたが、バブル経済崩壊後、そのマイナスの面が徐々に表面化されてきた。企業と密接なメインバンク関係に定着している銀行は企業に対するモニタリングを怠り、企業の経営者にモラルハザードの機会を与えた。これは不良債権や不正の利益供与問題の発生につながっていると考えられる。

本稿の構成は次のとおりである。第2節は日本の先行研究をふまえ、メインバンクの形成過程を分析する。第3節はメインバンクのプラスの役割をまとめてから、そのマイナスの役割を分析する。第4節は本稿の論点をまとめる。

2. メインバンクの形成過程

メインバンクについての解釈は80年代ではまちまちであったが、90年代にはいつてから、一つ共通のものができた。ある企業に対して暗黙の契約で長期的継続的取引関係を結び、最大の貸出シェアをもち、株式保有、役員派遣、年金取り扱いや決済取引等を行う銀行をメインバンクと呼ぶ。このようなメインバンクは日本に特有な面がある。というのはそれが日本の特殊な歴史の過程で生成、展開してきたものである。ここでの特殊な歴史の過程とは主に戦後、とりわけ高度成長期を指している。その間では直接金融の株式市場の未整備、敗戦後の企業内部資金の欠乏、急速な経済成長による旺盛な資金需要等の原因で間接金融の優位が形成されていた。次はまず明治維新以後の日本近代化の過程を簡単に振り返って、メインバンクの形成要因を分析する。

2-1 明治維新以後の日本近代化の過程

明治期において、内部金融が主導的地位にあった。各財閥の内部資金が豊かであり、その傘下にある企業の事業の拡大はその内部資金に依存していた。とりわけ、三井、三菱、住友等の大財閥は収益の高い鉱山、貿易を寡占するとともに、それぞれ、自分の銀行を所有した。しかし、財閥外の諸産業の内部蓄積力が弱く、主に株式担保金融による内部金融にたよった。寺西(1993)によると、当時の資産家の中心をなしていた商人、地主たちは株式を担保に銀行から借入し、こうして調達した資金を再び株式に投資するという行動をとるのが常であった。それを補完するものとして、日銀による民間銀行に対する株式担保金融も行われた。1895年時点での統計データを見ると、国立銀行(民間銀行が中心をなす)の貸出金担保別構成では株券が42.9%に達し、半ば近くが株式担保貸出であった。

明治末期から昭和初期にかけては日本の本格的な重化学工業化の勃興期にあたる。この時期において、以前の内部金融方式から外部金融方式へ転換し、企業の外部資金依存度が急速に高くなった。外部の多数の株主からの資金が動員されたと同時に、銀行借入が一般化された。そして、企業による銀行設立、企業者の銀行経営者ないし銀行株主の兼任が盛んに現れ、これはその後の預金者に対してのモラルハザードの機会を提供し、エージェンシー問題を引起した¹⁰⁾。

この時期の金融システムは、(1)金融市場が自由である。預金貸出金利と銀行設立に対する規制が緩めであり、銀行の新設・倒産数がそれぞれ年に数十件に達する状況であった。(2)間接金融と直接金融とのバランスがよかった。銀行借入が一般の企業に重視された反面、財閥の企業の株式による資金調達、電力企業の社債による資金調達、紡績企業の手形市場での短期資金調達がおこなわれた。(3)企業に対する銀行のモニターの力が弱く、大株主は経営者とともに、外部資金提供者(銀行と小株主)に対してモラルハザードが生じた。

1937年から1945年までの軍国主義時期においては金融システムは軍事統制され、軍事工業へ傾斜的に融資するという異常な状況にあった。寺西(1993年)では、この時期においてメインバンクシステムの萌芽であるシンジケート・ローンが形成されたとされる。しかし、シンジケート・ローンと現在に議論されているメインバンクシステムと相似しているが、異なるものではないかと思われる。ここではまずシンジケート・ローンの形成の背景を見てみる。1937年日中戦争の勃発に伴って、軍需関連産業が急激に拡大された。とりわけ、国策会社は1937年の27社から1941年6月の154社へと急増しており、その多くは赤字企業のみならず、企業情報の公開を拒むものもあった。それら企業への融資のリスクの大きいことはいまでもないが、軍事統制の下では、協力的な貸出を行わざるを得なかったのであった。軍事関連企業の急増のなかで、株主の企業へのコントロールが低下し、企業の経営者の独立性が高まり、企業への銀行のモニターも後退した。従って、貸出リスクの分散及び経営者へのモニターの必要性から、1939年頃から、民間銀行の間では自発的に次々と協調融資団(シンジケート・ローン)が結成された。1941年6月末の時点について東京銀行集会所の調査によると、シンジケート・ローンの数は130、社数は113社に達する(寺西(1993))。

現在のメインバンクはある企業の取引銀行のうち、最大の融資者であると同時に、大株主でもある。また、しばしば人材を企業に派遣し、人的な関係も持っている。いざという時に特別融資で企業を救済する一つの主力銀行のことである。しかし、これに対して、シンジケート・ローンは複数の銀行が融資団をつくり、リスク分担や経営者へのモニターのためにある企業に貸出をするもので

(1) 詳細は寺西(1993)をご参考。

ある。この意味ではシンジケート・ローンは現在のメインバンクと異なって、複数の銀行の行動のみならず、当時の軍事企業とは人的にも情報的にもつながりがないものであった。更に、リスク分担の意味では、政府はリスクが高い国策会社への貸出のリスクを強制的にシンジケートに分担させたが、メインバンクと他の銀行は企業の倒産のリスクを自主的に分担していた。1940年以後、第二次近衛内閣の厳しい金融規制により、シンジケート・ローンが変質された。1941年8月にシンジケート・ローンは時局共同融資団に変身したが、1942年4月に軍事産業の資金需要を保障するために金融を集中管理する必要から金融統制令に基づいて、全国金融統制会が作られ、共同融資団の融資、幹旋業務もその統制会に組み込まれ、一種の軍事計画金融方式がとられた。1943年10月の軍事会社法により、最初は150社、最後は600社の民間企業が軍需に指定され、軍事統制が一層強化された。それに伴って、企業の経営者の権力がより大きくなり、主務大臣の認可を受ければ株主総会を無視できるだけでなく、情報開示をも拒否できるのであった、この軍事会社法により、金融統制会の融資制度は軍事企業の直接統制制度に変わり、更に軍需金融等特別措置法により、一般企業にまで拡大され、しかも、1社1行体制がとられた(寺西(1993))。この時点で銀行のモニターは麻痺状態となった。

2-2 戦後の金融制度と金融市場

戦後とりわけ高度成長期の特徴は、規制的な金融システムの持続、小株主化による株式持ち合いの展開、企業内部資金の欠乏、小口預金者、証券市場の未発達による間接金融の優位である。この時期において、メインバンクが生成、展開されたと考えられる。メインバンクの生成、展開の過程においては、とりわけ、政府による金利規制、内外市場分担規制、証券民衆化、民間での間接金融の優位がその大きな原因となると考えられる。次は当時の政府の金融制度金融市場の概況をみる。

2-2-1 戦後の金融制度

(1) 規制的な金融制度

1950年前半にできあがった戦後の金融システムは、柴沼等(1993年)によると、規制のシステムという。この規制的な金融システムは1975年高度成長期の終わ

りまではほとんど変化がなかった。戦後、労働市場、生産市場に関しては次々に種々の規制を撤廃し、競争的な環境をある程度つくっていったが、金融市場に関しては、銀行の倒産等による信用不安、企業の資金需要の旺盛による金融市場の逼迫等が経済の成長を阻害すると考えて、政府はずっと規制の姿勢を保っていった。その金融規制は主に業務分野規制、金利規制、内外市場分断規制からなる、次はそれらについて簡単に説明する。

業務分野規制

業務分野規制には主として長短金融の分離、銀行・証券の分離、金融機関の専門銀行主義、公的金融制度がある。それによって、金融機関を分業・専門化させ、銀行経営の健全化、信用秩序の安定化が図られると考えられた。特に、1948年の証券取引法第65条による銀行・証券の分離においては、銀行業務と証券業務を同時に営むと、預金の安全性の損害、証券業務と銀行の貸出業務との利害の衝突(利害相反)、銀行の金融独占力の強化がもたされるおそれがあると考えられたのである。ここでは当時の日本政府の金融安全第一主義が見られる。

金利規制

高度成長期においては企業の資金需要がきわめて旺盛であったので、市場金利を一定にしないと異常に高くなり経済成長が阻害されるであろうと考えられ、資金需給がアンバランスのままであえて規制的な低金利制度を決定されていた。従って、1947年臨時金利調整法により、銀行の短期貸出の金利の最高限度が決められたが、それと同時に銀行の経営のことにも配慮して、一定の利益が確保できるように預金金利の最高限度も設定された。また、民間企業の資金調達コストを軽減するように、人為的低金利政策がとられ、預金金利と貸出金利の上限規制金利は公定歩合に基本的には連動する形で決められ、実勢よりも低めに抑制されていた(池尾等(1987))。金融機関の貸出金利と預金金利の以外の諸金利(長期貸出金利や公社債利回り等)が名目的に関係者間の話し合い等で決められるものであるが、実質的には規制下にあった(池尾等(1987))低金利制度を補完するものとして、信用割当による量的直接調整、重点産業の資金を保障するための優先融資政策等がとられていた。

内外市場分断規制

上の業務分野規制と金利規制を目的に達成させるためには、海外金融市場からの影響を遮断する必要があると考えられて、内外の金融市場の分断の規制が導入された。そこで、「原則規制，例外自由」という考え方の下で、1949年に外国為替および外国貿易管理法、1950年外資法が設けられ、為替管理により、対外金融取引が厳しく制限されていた。「高度経済成長期にも貿易自由化がかなりの程度進んでいたが、金融自由化が進まず、内外金融市場は分断されたままであった」(柴沼(1993))。しかし、この内外市場分断規制は日本の金融市場の育成、上の二つの規制の形骸化の防止に役立ったと同時に、メインバンクの形成にも一つの「温室」を提供した。

(2) 証券民主化

戦後の証券民主化は、1947年7月から証券処理調整協議会(SLLC)が巨大額にのぼる政府所有株式を民間の一般家計に売り出すことから始まったものである。この政府所有株式の半分以上は財閥家族・持株会社から買い上げた株式及び財閥家族等が財産税の物納として政府に支払った株式からなるのである。それを民間へ売り出したときには、従業員優先、財閥家族、持ち株会社等への売却の禁止、1%以上(当該会社株式)保有するものへの売却の禁止(寺西(1993))という方針がとられた。従って、これは財閥解体と同様に、戦後の民主改革の一環として徹底的に独占的な財閥をつぶし、競争的な経済システムを作ろうとしたものであろう。証券民主化の結果、株式分布の所有者別においては個人シェアは1945年の51%から1949年の69.1%へ上昇したのに対して、法人企業のシェアは24.6%から5.6%へと低下した。大量の政府所有株式の放出と同時に企業再建の設備投資のための増資新株の発行により、1949年夏から株価は低下しはじめ、多数の個人が株式を手放し、深刻な株式不況が発生したが、それにしても、1951年には株式分布の個人シェアは依然として57%の水準であった(寺西(1993))。証券民主化による小株主化は銀行と企業との間での株式持ち合いを促進し、メインバンクの形成に役立ったと考えられる。

2-2-2 戦後の金融市場

戦後、戦争の破壊、および戦時補償特別措置法による戦時補償の事実上の支

払い停止(形式上支払うが100%の戦時補償特別税を課税)(寺西(1993年))により、企業と金融機関が大きな損失を被った。それで、民間企業はほとんど内部資金の乏しい状態にあり、設備投資の資金調達は外部資金に依存するしかない。資金調達方法として株式発行(増資)、社債発行(起債)、金融機関からの借入がある。しかし、株式発行による資金調達は株式の流通市場の未発達のことや配当金の税制上損算入の扱いを受けられなかったことにより、十分活用されなかった。社債発行による資金調達も厳しい起債基準のことや未整備の社債市場のことで、あまり重視されなかった。こうして、残る方法としては金融機関からの借入だけであった。戦後の復興期とりわけ高度成長期においては民間企業の活発な設備投資で資金需要がとても旺盛であったが、金融機関、特に銀行は積極的にそれに応じた。また、戦後、大勢は小口預金者なので、金融仲介機関としての銀行の役割もより重要になったのであろう。総じては、厳しい金融規制、証券市場および債券市場の未発達、企業内部資金の不足等の理由で、戦後とりわけ高度成長期を通じて、間接金融が大きなウエイト(9割)を占めていた。

2-2-3 メインバンクの形成要因

以上は戦後の金融制度および金融市場を概観してきた。次はそれをふまえて、メインバンクの形成の原因を見てみよう。

一般に銀行経営においては範囲の経済性と規模の経済性^②があると考えられている。範囲の経済性とは、銀行は複数の業務、すなわち貸出業務とその他の銀行業務(証券関連業務、外為関係業務、手数料業務などを含む)を営むことで費用を節約するのみならず、収益を増加させることができることである。規模の経済性とは銀行業務(例えば、有価証券業務、貸出業務、預金業務等)を拡大することによって、利益を最大化することができることである。上では見たように戦後厳しい金融規制(主に業務分野規制と金利規制)により、業務多様化と

(2) 銀行経営において、規模の経済性と範囲の経済性があるかどうかはいまだに論争されている課題であるが、広田・筒井(1992)の実証研究は、規模の経済性に関しては大規模の金融機関のみならず、小規模の金融機関にも存在する。また、範囲の経済性に関しては、貸出業務と預金業務の間では費用の面には現れず、収入の面には現れ、貸出業務と有価証券投資業務の間では収入の面には現れず、費用の面には現れるという結果を得た。いずれにしても、規模と範囲の経済性があるとされる。

いう非価格の競争及び金利調整(主に貸出金利と預金金利)という価格の競争による利潤最大化の道が塞がれていた。銀行にとっては利潤最大化のためには規模の経済性を追求するしかないのであった。

当時、預金金利・貸出金利に対する規制の下では、預金量と貸出量の同時拡大が銀行の合理的行動であると考えられる⁽³⁾。預金量の拡大においては銀行側の最初の打ち手は小口預金者 — 家計の預金を吸収するための支店網の拡充であった。しかし、支店許認可制度が設けられたので、支店網の拡充が制限された。そこで、銀行側は第二の打ち手として企業の預金の獲得につとめていた。企業とりわけ成長している大手企業は大貸出先であると同時に大口預金者でもある。一方、貸出先を確保するためには企業側となるべく長期的協調的關係を作り上げることが重要であり、特に、成長的大手企業との關係をもっとも重要視された。一般に系列企業の形成においては大手企業はリーダシップの役割を果たしていた。大手企業との協力關係ができれば、一つの大きな預金と貸出のネットワークが形成できると考えられる。

1940年代後半の証券民主化によってもたされた小株主化による企業買収の活発化、60年代後半の資本自由化により、非財閥系企業と銀行との株持合關係が急速に形成されたと同時に、戦時以来の財閥系企業と銀行との株持ち合いが深化した(寺西(1993))。

以上で見た特殊な政策環境、市場環境の中でメインバンク關係が徐々に形成されてきたと考えている。

3. メインバンクの役割

先行研究の多くは、メインバンク關係には経済的合理性があると主張している。メインバンク關係には、貸出に伴うエージェンシー問題の緩和、企業への資金の安定供給、経営支配権の安定化、借手に対するモニターリングなどの機能があると評価されている。本稿はそれについての議論⁽⁴⁾は省略する。しかし、

(3) 寺西(1993)では預金金利の一定、貸出の収獲不変の前提条件の下で、預金量極大行動は利潤極大行動とは矛盾しないとされている。

(4) 企業の資金調達に伴うエージェンシー・コストについて、倉沢(1989)、堀内(1990)、大庭・堀内(1990)、企業への資金の安定供給、経営支配権の安定化について、鹿野(1994)、企業に対する情報生産、モニターリングについて、武田、カーミット(1985)などは詳しく分析している。

メインバンク関係にもマイナスの面がある。

バブル崩壊後、金融業界において現れている深刻な不良債権問題はメインバンク制と関係あるのではないかと考える。銀行と企業とのメインバンク関係が固定的なものであるかどうかについては堀内・福田(1987)の実証研究により明らかになった。平均的に見ると、8割以上は固定的なものである。従って、日本のメインバンク関係は欧米よりかなり安定的であるといえる。この比較的安定したメインバンク関係はいわゆる「暗黙の契約」で結ばれたものである。銀行と企業の間では一旦メインバンク関係が結ばれると、お互いに協調的な業務関係が長く続き、よほどのことがなければ、その関係が切らない。また、銀行と企業の間ではこの関係が長く続くと、一つの「信用」が自然にできてしまう。この「信用」にはメリットがあれば、デメリットもある。そのメリットは(1)銀行側にとっては、企業に関する情報生産、経営モニターでの費用を節約できる。(2)企業にとっては大規模の資金需要に応じてくれるのみならず、業績悪化の時、金利を引き下げ、倒産の時、その損失を部分的にカバーされる。そのデメリットはその「信用」が多くて不良債権問題を生み出す原因ではないかと考えられる。次はそのデメリットは二つのルートで発生していると考えられる。

3-1「信用」による企業へのモニターの弱体化

そもそも、銀行は企業に資金を貸出す前にその資金をどんなプロジェクトに使うか、そのプロジェクトの内容、実現できる確実性の程度を分析しなければならない。また、企業に対してその資金を安全のプロジェクトに使うようにアドバイスし、プロジェクト実行の各段階をいちいちチェックすべきである。しかし、メインバンク関係の下では銀行は「信用」により、企業にたいする必要不可欠のアドバイスやモニターを怠る可能性がある。1995年1月28日日経新聞14版では住友銀行が不良債権を前倒しで処理し、バブルの後始末を早期に決着させるために、1995年3月期の業績を修正し、不良債権の償却で8千億円の損失を出し、経常損益が2千8百億円の赤字に、最終損益も同額の赤字になると発表された。新聞記事ではただ地価の下落で担保価値の低下による不良債権の発生、不良債権の償却による損失額、償却の方法だけを公表したが、匿名でも貸出先のリストを出さなかった。その貸出先のプロジェクトがどんなものであるかは不明である。その巨大額にのぼる不良債権が単に地価の下落による担保

価値の低下ではなく、財テクのような危険投資活動によるものであると思われる。従って、不良債権問題では預金者としての銀行のモニターの不足が問われるべきである。

3-2「信用」によるモラル・ハザード

メインバンクと企業の間では利益追求においては異なる面があれば、一致する面もある。メインバンクと企業との異なる面では、本来、銀行としてのメインバンクは預金者の立場で預金者の利益を守るために常に貸出先の企業の経営が健全であるかどうかをチェックし、その投資プロジェクトが安全かどうかを識別する責任を持っている。これに対して、株式会社としての企業側には「有限責任ルール」により、投資プロジェクトが安全かどうかについては関心をもち、儲かるものであれば、そこに借入金を投入してしまう可能性がある。メインバンクと企業の間で一致する面では、メインバンクと企業が「暗黙の契約」で「信用」関係を結んだので、メインバンクの経営者と企業の経営者は同じ立場にたち、一緒に投資計画を考え、ハイリスク、ハイリターン危険投資行動をとる可能性がある。あるいは、貸出先の企業には「信用」があるので、土地価値の変動が激しい時期にも土地を担保として資金を提供し、相手が土地・証券売買を行う。

1995年8月1日都内信用組合の最大手のコスモ信用組合は不良債権問題で経営破綻し、都庁の命令により、業務停止となった⁽⁵⁾。同年8月29日の日経14版の記事ではコスモ信用組合の大口預金者リスト、大口貸出リストが匿名で公表された。その記事によると、融資は不動産業向けが約6割を占め、バブル経済期に貸出を急増させ、その後多額の不良債権を抱えた。そして、大口預金者は7割⁽⁶⁾を占め、業種としては製造業、建設業、サービス業が多い。また、関連記事により、コスモ信用組合の不良債権発生の原因が明らかになった。コスモ信用組合は高い預金金利で預金を集めてきて、利潤を獲得するために盲目的に危険な不動産業に融資し、バブル期にその融資を急増させ、バブル崩壊後、融資先の企業が返済不能で不良債権問題が発生したのである。

(5) 日経1995年8月1日14版

(6) 日経8月2日

大手銀行(例えば住友銀行ほど)の場合は不良債権を自己処理する力があるが、コスモのような信用組合の場合はそのような力がなく、その損失を社会に及ぼすことは必至である。従って、メインバンク制にはマイナスの面もあることから、今後、メインバンク制を見直す必要があると考えている。

4. おわりに

本稿では、明治維新以後の日本の近代化の過程、戦時の軍事統制的金融システム、および戦後とりわけ高度成長期の金融政策・金融市場を概観し、メインバンク・システムを戦時中の軍事統治下のシンジケート・ローンとの比較のうえで議論し、その特色を明らかにした。メインバンク・システムは戦時中のシンジケート・ローンに似ているが、本質が異なるものである。戦後、業務分野規制・金利規制・内外市場分担規制・支店許認可制度という特殊な政策の下で、価格(預金金利と貸出金利)の競争および非価格(規模と範囲)の競争が制限され、銀行業に対する一つの「温室」的環境ができてしまった。この環境は銀行と企業の長期的協調的取引関係 — メインバンク関係の形成においてとても重要である。また、戦後、企業の内部資金不足や資本市場の未整備による銀行依存度が高かったことも企業と銀行のメインバンク関係の締結を促進した。従って、本稿はシンジケート・ローンはメインバンク・システムの萌芽になるという寺西(1993)の観点を否定している。

また、メインバンクは高度成長にプラスの役割を果たしたが、バブル経済崩壊後、そのマイナスの面が徐々に表面化してきた。企業と癒着なメインバンク関係に定着している銀行は企業に対するモニターを怠り、企業の経営者にモラルハザードの機会を与えた。これは不良債権や不正の利益供与と問題の発生につながっていると考えられる。今後、銀行の不良債権のデータを収集して、不良債権の問題を解明するのは一つ重要な研究課題になるであろう。

参 考 文 献

- 池尾和人・広田真一[1992]「企業の資本構成とメインバンク」堀内昭義・吉野直行 編『現代日本の金融分析』東京大学出版会、pp.39-69
- 池尾和人[1981]「暗黙の契約と銀行貸出市場」『岡山大学経済学会雑誌』第12

巻第4号, pp.109-121

池尾和人[1985]『日本の金融市場と組織』東洋経済新報社

池尾和人・岩佐 代市・黒田 あきお・古川 顕(1987)『金融』有斐閣

岡崎竜子・堀内昭義[1992]「設備投資とメインバンク」『現代日本の金融分析』

堀内昭義・吉野直行 編集 東京大学出版会, pp.97-116

岡崎哲二[1995]「戦後日本の金融システム—銀行・企業・政府—」森川英正・

米倉誠一郎 編『高度成長を越えて』岩波書店, pp.138-204

大庭 竜子・堀内 昭義(1990)「本邦企業のメインバンク関係と設備投資行動の
関係について—理論的整理—」『金融研究』第9巻第4号, pp.23-50

加藤正昭・フランク・パッカー・堀内昭義 [1992]「メインバンクと協調的融
資」『経済学論集』第58巻第一号, pp.3-22

倉沢資成・藪下史郎[1981]『市場と継続的取引：Customer Marketに関する一
考察』『エコノミア』第72号, pp.1-21

倉沢賛成(1989)「証券：企業金融理論とエイジェンシー・アプローチ」伊藤

元重・西村和雄『応用マイクロ経済学』東京大学出版会, pp.89-120

鹿野嘉昭(1994)『日本の銀行と金融組織』東洋経済新報社

柴沼 武・森 映雄・藪下 史郎・屋間 文彦(1993)『金融論』有斐閣

武田真彦・カーミット＝シェーンホルツ[1985]「情報活動とメインバンク 制」
『金融研究』第4巻4号, pp.1-23

寺西重郎[1993]「メインバンク・システム」岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本
経済システムの源流』日本経済新聞社, pp.61-92

広田真一・筒井義郎 [1992]「銀行業における範囲の経済性」堀内昭義・吉野
直行 編『現代日本の金融分析』東京大学出版会, pp.141-160

堀内昭義(1990)「金融システムは如何に機能するか」『フィナンシャル・レ
ビュー』3月第6号, pp.8-47